

阿南工業高等専門学校施設・設備・環境委員会規則

(平成16年6月16日)

(規則第83号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校施設・設備・環境委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 施設整備に関する事項
- (2) 設備に関する事項
- (3) 施設・設備の点検・評価及び有効活用に関する事項
- (4) 環境方針の定期的な見直しに関する事項
- (5) 環境目的及び環境目標の定期的な見直しに関する事項
- (6) 環境報告書に関する事項
- (7) 環境保全に係る各調査に関する事項
- (8) その他施設・設備・環境に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 学科長
- (4) 専攻科長
- (5) 地域連携・テクノセンター長
- (6) 一般教養主任及びコース主任
- (7) 事務部長
- (8) 総務課長及び学生課長
- (9) その他委員長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長(総務)をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、教務主事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課施設係において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校環境マネジメント委員会規則(平成18年4月1日規則第15号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。